

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 事業名

第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

2. 事業目的

本市の子ども・子育て支援にかかる現状を把握し、課題を整理するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための第3期阪南市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定にかかる支援を行うことを目的とする。

3. 計画の概要

(1) 計画の期間

令和7年度から令和11年度

(2) 計画の位置づけ

①法令上

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画を中核に、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条の規定に基づく市町村計画及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づく自立促進計画を包含した一体的な計画

②市内部

阪南市総合計画を最上位計画とし、阪南市地域福祉推進計画をはじめ、関連計画との連携を図ることができる計画

4. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

（ニーズ調査）契約締結の日から令和6年3月31日まで

（策定支援）契約締結の日から令和7年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 現状分析及び会議の運営支援（令和5～6年度共通業務）

- ①本市の子ども・子育て支援事業に関する現状と課題の分析等
 - ア 本市の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の整理及び分析並びに課題の抽出
 - イ 本市の総合計画等、他の施策との整合に関する整理
 - ウ 国等及び他の自治体の動向等についての情報提供

- ②阪南市子ども・子育て会議の運営支援
 - ア 阪南市子ども・子育て会議（各年度3～5回程度を想定）への出席
 - イ 議事録の作成をはじめとする会議資料等の作成に関する支援
 - ウ 検討内容のコンサルティング及び会議運営に関する支援

(2) ニーズ調査（令和5年度業務）

- ア ニーズ調査に必要な事項に係る市への助言及び支援
- イ ニーズ調査の実施

- ・調査対象及び標本数

- (ア) 就学前児童が属する世帯 1, 400件程度

- (イ) 小学生児童が属する世帯 700件程度

- ※宛名情報については、委託者が住民基本台帳より無作為抽出した対象者リストを、受託者に提供するものとする

- ・調査票の設計

- 国・大阪府の基本指針やモデル調査票案をもとに本市独自の設問を加える等、本市の課題、社会状況などを踏まえて設計すること。

- また、本市における子育ての状況・実態を把握できるものすること。

- 調査票は阪南市子ども・子育て会議の議論を踏まえて決定するが、受託者は調査票案設計にあたっての助言、情報提供、素案などの提案業務を行うこと。

- ・調査票案等の作成及び印刷

- 受託者は、次のものを作成し、印刷すること。

- なお、作成及び印刷に必要なものは全て受託者が用意すること。

- (ア) 調査票（未就学児童が表紙部分（両面）を含む24ページ程度、就学児童が表紙部分（両面）を含む16ページ

程度とし、調査票はA4版とする)

- (イ) 送付用封筒
- (ウ) 回収用封筒
- (エ) 宛名シール

・ 発送・回収等

受託者は、調査票等の封入封緘を行い、委託者から提供されたリストに基づき、発送を行うこと。

送料・返信料については受託者負担とする。ただし、小学生児童が属する世帯への調査票は、学校を通じて配布及び回収するため、送料・返信料は発生しないものとする。

・ 回収した調査票の集計及び分析

調査結果については、国の基本指針を勘案し、単純集計、区域別集計、属性別集計、設問間のクロス集計を行うこと。

国の「市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（作業の手引き）」（令和5年度改訂予定）に基づき、分析及び量の見込みの算出を行うこと。

(3) 計画策定支援（令和6年度業務）

- ア 計画の策定に必要な事項に係る市への助言及び支援
- イ 計画の骨子案、素案及び原案の作成
- ウ 計画の概要版の作成
- エ 計画の素案に係るパブリックコメントの実施に関する支援、補正及び修正等
- オ こども基本法（令和4年法律第77号第11条）の規定に基づく必要な措置に関する支援、補正及び修正等
- カ 子ども・子育て関連の情報提供

今後の子ども・子育ての方向性と計画策定等に係る情報が示される国の会議等が開催されたときは、その会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。

(4) 成果品の納品（令和5～6年度共通業務）

- ア ニーズ調査の結果報告書の電子データ
- イ 計画書(300部)及び電子データ
- ウ 計画概要版(400部)及び電子データ

- エ 全国担当者会議等の資料の要約版（必要部数）及び電子データ
- オ その他計画策定の支援のために作成した資料（必要部数）及び電子データ

※成果品の体裁及び部数の追加等は、受託者と協議の上、決定する。

6. その他

- (1) 受託者は、常に本市からの連絡を受けることができる体制を有するものとする。また、随時、担当課と打合せを行うこと。
- (2) 本業務には、十分な知識と経験を有する者を配置すること。
- (3) 個人情報のもとより、業務内容、データ等、その他業務履行により知り得た事項を第三者に漏らし、又は委託の範囲を超えて利用しないこと。
- (4) 成果品に係る著作権・版權等の権利は、本市に帰属するものとする。
- (5) 国の動向等によっては、仕様書に記載された業務以外の業務が発生する可能性があることに留意すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、随時委託者と協議し、その指示に従うこと。